

令和4年度水田収益強化ビジョン(産地交付金の活用方法の概要)

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大豆の収量増大支援(基幹)	1	11,000円/10a	大豆	※4つの取組を行うこと ①大豆の作付を行うこと。 ②基肥の散布を行うこと。(成分:窒素、リン酸、カリを全て含む) ③集落の農用地面積の1/2以上を集積する認定農業者(農地所有適格法人を含む)に収穫作業を委託、または、認定農業者(農地所有適格法人を含む)が自己所有の機械で収穫すること。 ④出荷を行うこと。
2	大豆葉焼病対策助成(基幹)	1	1,000円/10a	大豆	※3つの取組を行うこと。①大豆の作付を行う。②葉焼病防除に登録のある薬剤の散布を行うこと。③出荷を行うこと。
3	二毛作助成(二毛作)	2	3,000円/10a	麦	主食用米、戦略作物を作付したほ場において、二毛作で麦を作付すること
4	二毛作助成(二毛作)	2	10,000円/10a	飼料作物	主食用米、戦略作物を作付したほ場において、二毛作で飼料作物を作付すること
5・6	耕畜連携(資源循環)助成(耕畜連携) (耗畜連携・二毛作)	3・4	8,000円/10a	別紙のとおり	※4つの取組を行うこと。①散布される堆肥が、利用協定書に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排泄物由来であること。②堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者。③堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4㎡以上。④畜産農家と複数年(3年以上)契約し堆肥散布の取組を行うこと。※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布してもなお、堆肥が不足する場合に不足分を利用供給協定書に基づいて散布した面積に限り対象とする。
7	法人園芸作物(土地利用型)(基幹)	1	50,000円/10a	別紙のとおり	法人が集落の農用地面積の1/2以上を集積し園芸作物(土地利用型)の対象作物を作付すること。
8	法人園芸作物(土地利用型)(二毛作)	2	15,000円/10a	別紙のとおり	法人が集落の農用地面積の1/2以上を集積し園芸作物(土地利用型)の対象作物を作付すること。
9	法人園芸作物(施設園芸型)(基幹)	1	30,000円/10a	別紙のとおり	法人が集落の農用地面積の1/2以上を集積し園芸作物(施設園芸型)の対象作物を作付すること。
10	多収品種の導入(基幹)	1	8,000円/10a	飼料用米・米粉用米	※3つの取組を行うこと。①実需者と「新規需要米の販売等に関する契約書」を複数年(3年以上)契約締結し、販売すること自家利用の場合は自家利用計画書を有すること。②一括管理方式は対象外とする。③多収品種に取り組み担い手農業者(認定農業者、認定新規就農者)
11	複数年契約加算	1	6,000円/10a	飼料用米・米粉用米	①生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。②販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。③複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。